

堺市公報 第331号	令和6年9月27日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市施設予約システムの導入に伴う関係規則の整理に関する規則	
【ICTイノベーション推進室】	2
○堺市重度障害者医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則	
【健康福祉局長寿社会部医療年金課】	9
○堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	
【建築都市局都市計画部都市景観室】	11
○堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の一部を改正する規則	
【建築都市局交通部】	15
○堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	
【建築都市局開発調整部建築防災推進課】	15

<告示>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	17
○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	18

<公告>

○堺市民芸術文化ホールの臨時開館について	
【文化観光局文化国際部文化課】	20
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律第25条第1項の規定に基づくマンション建替組合の理事長の氏名等の届出について	
【建築都市局住宅部住宅施策推進課】	20
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	21
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達契約に係る落札者等について	

【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	21
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	22
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局学校管理部学校施設課】	23
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	25
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定につい て	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	25
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	28

規 則

堺市施設予約システムの導入に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第74号

堺市施設予約システムの導入に伴う関係規則の整理に関する規則

(堺市都市緑化センター規則の一部改正)

第1条 堺市都市緑化センター規則(昭和61年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和35年条例第18号)」の次に「及び堺市公園条例施行規則(平成元年規則第38号。以下「公園規則」という。)」を加える。

第5条第1号中「火気(喫煙を含む。))を使用しない」を「火気の使用(喫煙を含

む。)をしない」に改める。

第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(使用許可に係る公園規則の特例)

第6条 センターの使用に係る公園規則第2条第2項の規定の適用については、同項中「公園使用許可書(様式第1号(乙))」とあるのは、「公園施設(堺市都市緑化センター)使用許可書(別記様式)」とする。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第7条 市長は、施設予約システム(公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。)を用いてセンターの使用等に係る手続等を行わせる場合において、公園規則及びこの規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたセンターの使用等に係る手続等について別に定めることができる。附則の次に次の様式を加える。

(次の様式 別記)

(堺市立農業公園条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市立農業公園条例施行規則(平成12年規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「堺市立農業公園」の次に「(以下「公園」という。)」を加える。

第5条第1号中「堺市立農業公園」を「公園」に改める。

第10条中「堺市立農業公園」を「公園」に改め、同条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第7条 市長は、施設予約システム(公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。)を用いて公園の使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いた公園の使用等に係る手続等について別に定めることができる。

様式第2号中「様式第2号」の次に「(第3条関係)」を加え、「

様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

(堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第3条 堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則(平成17年規則第17号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときは、市長が定める方法をもって、使用許可書の提示等に代えることができる。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第13条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該還付を受けようとする者が、市長が定める方法により使用者本人であることを証したときは、使用許可書の添付を省略することができる。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(施設予約システムを使用する場合の特例)

第16条 市長は、施設予約システム（公の施設の使用の申請及び許可、その使用料等の納付その他公の施設の使用等に係る手続等について、市長が指定する電子計算機を利用して処理する体系をいう。）を用いてセンターの使用等に係る手続等を行わせる場合において、この規則の規定により難いと認めるときは、当該施設予約システムを用いたセンターの使用等に係る手続等について別に定めることができる。

様式第2号を次のように改める。

(次のよう 別記)

様式第3号中

「

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号	を
----------	-------------	---

」

「

1 使用許可年月日	年 月 日	に
-----------	-------	---

」

改める。

様式第5号中

「

使用許可	年 月 日付け 第 号	を
------	-------------	---

」

「

使用許可年月日	年 月 日	に
---------	-------	---

」

改める。

様式第7号中「第16条関係」を「第17条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

別記様式（第6条関係）

公園施設（堺市都市緑化センター）使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				
注意 この使用許可には、条件を付しているのので、必ず御確認ください。				

様式第2号（第4条関係）

堺市立さつき野コミュニティセンター使用許可書

年 月 日

氏名（団体名）

住所（所在地）

電話番号

堺市長

次のとおり、施設の使用について許可します。

使用施設：

使用日付 使用時間	使用施設・人数・使用目的・附属設備等	(円)	(円)	(円)
合計金額				
注意 この使用許可には、条件を付しているなので、必ず御確認ください。				

使用許可の条件（基本的事項）

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 ごみは、各自持ち帰ってください。
- 3 許可なく、使用内容を変更しないでください。変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行ってください。ただし、やむを得ない事情があると認められるとき以外は、使用許可の変更は認めません。
- 4 使用权を譲渡し、他人に使用させ、又は許可なく使用目的以外に使用しないでください。
- 5 センターの施設及び附属設備は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 センター内で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 7 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 8 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 9 堺市立さつき野コミュニティセンター条例又は堺市立さつき野コミュニティセンター条例施行規則の各規定その他係員の指示に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 10 前各項のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。

~~~~~

堺市重度障害者医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第75号

# 堺市重度障害者医療費助成条例施行規則等の一部を改正する規則

(堺市重度障害者医療費助成条例施行規則の一部改正)

第1条 堺市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年規則第83号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「医療保険証」を「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による被保険者等であることを証明するもの」に改める。

第4条の2第1項中「医療保険証」を「前条第1項に規定する被保険者等であることを証明するもの」に改める。

第6条第1項第1号中「(昭和33年法律第192号)」及び「(昭和57年法律第80号)」を削る。

様式第2号中「健康保険証」を「健康保険の被保険者等であることを証明するもの」に、「提出し」を「提示し」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

「

|       |
|-------|
| 健康保険証 |
|-------|

」を「

|        |
|--------|
| 加入医療保険 |
|--------|

」に改める。

(堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則(昭和55年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「書類」を「もの」に改め、同条第1号中「の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証」を「による被保険者等であることを証明するもの」に改める。

第9条第4号中「被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を「被保険者等記号・番号等」に改め、同条第5号中「被保険者証」を「当該世帯」に改め、同条第6号中「被保険者証の」を削る。

様式第1号(乙)中

「

|       |  |                          |
|-------|--|--------------------------|
| 保険者番号 |  | ※保険証に記入している4桁か6桁、又は8桁の数字 |
|-------|--|--------------------------|

を  
」

「

|       |  |
|-------|--|
| 保険者番号 |  |
|-------|--|

に  
」

改める。

様式第2号中「健康保険証」を「健康保険の被保険者等であることを証明するもの」に、「提出し」を「提示し」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

「

|       |
|-------|
| 健康保険証 |
|-------|

を「

|        |
|--------|
| 加入医療保険 |
|--------|

に改める。  
」

(堺市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第3条 堺市子ども医療費助成条例施行規則(平成5年規則第58号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「書類」を「もの」に改め、同項第1号中「の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証」を「による被保険者等であることを証明するもの」に改める。

様式第2号及び様式第3号中

「

|       |
|-------|
| 健康保険証 |
|-------|

を「

|        |
|--------|
| 加入医療保険 |
|--------|

に改める。  
」

様式第4号中「健康保険証」を「健康保険の被保険者等であることを証明するもの」に、「提出し」を「提示し」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第76号

#### 堺市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

堺市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第3項第3号中「とともに、必要最小限の掲出とする」を削り、同項に次の4号を加える。

- (4) 情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること。
- (5) 照明又は発光を伴うものは明るさを抑え、かつ、過剰な点滅とならないよう努めること。
- (6) 信号機の視認及び歩行者、自転車等の通行の妨げにならないようにする等、交通の安全に支障を及ぼさない掲出とすること。
- (7) 点検の容易性並びに広告物の耐候性及び耐久性を考慮し、安全性に留意した設計とすること。

第4条ただし書中「30日」を「3月」に改める。

第8条第2項中「条例第26条第1項各号のいずれかに該当する者又は第41条第1項各号」を「次の各号」に改め、「様式第8号）」の次に「及び点検を行った者がその該当する者であることを証する書面」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 屋外広告業の事業者団体が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業として実施する広告物又は掲出物件の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第3項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第2条の2第1項第1号に規定するネオン工事に係る認定を受けた者に限る。）

第39条第1号中「（昭和24年法律第189号）」を削る。

第41条第1項第2号中「（昭和35年法律第139号）」を削り、「特殊電気工事資格者」を「特種電気工事資格者」に改める。

別表第6 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る新規又は更新の許可の申請の項中「又は更新」を削り、同項の次に次のように加える。

|                            |                |                          |
|----------------------------|----------------|--------------------------|
| 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る更新の許可の申請 | 付近見取図          | 主要道路等を明示したもの             |
|                            | 路線図            | 移動するものに限る。               |
|                            | 2方向以上の現況カラー写真  | 提出日の2か月前までに撮影されたもの       |
|                            | 委任状            | 申請者が当該申請手続を他人に委任する場合に限る。 |
|                            | 道路管理者等の許可書等の写し | 突出広告等で、道路等の上空を占用する場合に限る。 |

様式第8号を次のように改める。

(次のよう 別記)

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条の2の改正規定は、令和7年1月6日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の堺市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の2第3項の規定は、前項ただし書に規定する日以後に同条第2項に規定する協議書の提出があった場合について適用し、同日前にこの規則による改正前の堺市屋外広告物条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条の2第2項に規定する協議書の提出があった場合については、なお従前の例による。
- 3 新規則第4条ただし書の規定は、施行日以後に堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）第3条第1項の許可（以下単に「許可」という。）又は同条例第5条第3項の更新の許可（以下単に「更新の許可」という。）の申請があった場合について適用し、施行日前に許可又は更新の許可の申請があった場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則別表第6の規定は、施行日以後に更新の許可の申請があった場合について適用し、施行日前に更新の許可の申請があった場合については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に許可を得て表示し、又は設置している広告物又は掲出物件に係る更新の許可の申請における点検については、施行日から3年間は、新規則第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 6 この規則の施行の際、旧規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

様式第8号（第8条関係）

## 堺市屋外広告物自主点検結果報告書

年 月 日

堺市長 殿

（報告者）住所（所 在 地）

氏名（名 称）

（代表者氏名）

電話番号

堺市屋外広告物条例施行規則第8条第2項の規定により、屋外広告物の自主点検結果について、次のとおり報告します。

|                     |                            |        |                                                      |
|---------------------|----------------------------|--------|------------------------------------------------------|
| 表示又は設置の場所           | 堺市 区                       |        |                                                      |
| 設置年月日               | 年 月 日                      |        |                                                      |
| 前回許可日及び許可番号         | 年 月 日 第 号                  |        |                                                      |
| 点検日                 | 年 月 日                      |        |                                                      |
| 点検者                 |                            |        |                                                      |
| 資格名                 | 第 号                        |        |                                                      |
| 点検箇所                | 点 検 項 目                    | ※異常の有無 | 修繕内容又は予定等<br>（異常有の場合に記入し、広告物全体及び該当箇所を撮影した写真を添付すること。） |
| 上 基<br>部 礎<br>構 造 ・ | 上部構造全体の傾斜、ぐらつき             | 有・無    |                                                      |
|                     | 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき | 有・無    |                                                      |
|                     | 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化             | 有・無    |                                                      |
| 支 持<br>部            | 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間   | 有・無    |                                                      |
|                     | 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落   | 有・無    |                                                      |
| 取 付<br>部            | アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形      | 有・無    |                                                      |
|                     | 溶接部の劣化、コーキングの劣化等           | 有・無    |                                                      |
|                     | 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常    | 有・無    |                                                      |
| 広 告<br>板            | 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落 | 有・無    |                                                      |
|                     | 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損 | 有・無    |                                                      |
|                     | 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり          | 有・無    |                                                      |

|      |                           |     |  |
|------|---------------------------|-----|--|
| 照明装置 | 照明装置の不点灯、不発光              | 有・無 |  |
|      | 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水      | 有・無 |  |
|      | 周辺機器の劣化、破損                | 有・無 |  |
| その他  | 装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品の腐食、破損 | 有・無 |  |
|      | 避雷針の腐食、損傷                 | 有・無 |  |
|      | その他点検した事項<br>( )          | 有・無 |  |

注意

- 1 ※の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「報告者」とは、屋外広告物の許可を受けた者をいう。
- 3 広告物の種類により、該当する点検箇所又は点検項目がない場合は「修繕内容又は予定等」欄に斜線を引くこと。

~~~~~

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第77号

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の一部を改正する規則

堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則（平成26年規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第3号及び様式第4号中

「

（例）運転免許証、健康保険証、
日本国旅券等の写し

を削る。

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市おでかけ応援利用者証条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

~~~~~

堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第78号

#### 堺市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

堺市建築基準法施行細則（昭和44年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「地階を除く」を削り、「5以上」を「3以上」に、「3,000平方メートル以上であるもの（避難階（令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階を当該用途に供しない）」を「200平方メートルを超えるもの（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下の）」に改める。

第13条第1項の表以外の部分中「(い)欄」を「(あ)欄」に、「(ろ)欄」を「(い)欄」に改め、「避難階」の次に「(令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。）」を加え、「(は)欄」を「(う)欄」に改め、同項の表中

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| (い) | (ろ) | (は) | を |
| (あ) | (い) | (う) | に |

改め、同表(1)の項中「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(2)の項及び(3)の項中「令和2年度」を「令和8年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(4)の項中「令和3年度」を「令和9年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(5)の項中「5以上」を「3以上」に、「3,000平方メートル以上であるもの」を「200平方メートルを超えるもの（地階及び3階以上の階における床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。）」に、「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(6)の項及び(7)の項中「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(8)の項中「令和2年度」を「令和8年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(9)の項中「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(10)の項中「令和3年度」を「令和9年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(11)の項及び(12)の項中「令和2年度」を「令和8年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(13)の項及び(14)の項中「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表(15)の項中「令和2年度」を「令和8年度」に、「毎」を「ごと」に改め、同表の備考1中「(ろ)欄」を「(い)欄」に、「(い)欄」を「(あ)欄」に改め、同表の備考2中「及び(3)の項から(5)の項まで」を「(3)の項及び(4)の項」に改め、同条第2項中「(い)欄」を「(あ)欄」に、「(ろ)欄」を「(い)欄」に改め、同項の表中「(い)」を「(あ)」に、「(ろ)」を「(い)」に、「令和4年度」を「令和7年度」に、「毎」を「ごと」に、「令和2年度」を「令和8年度」に、「令和3年度」を「令和9年度」に改め、同条第5項中「(い)欄」を「(あ)欄」に改める。

第14条第1項第1号中「(い)欄」を「(あ)欄」に改め、「(14)の項」の次に「の」を加え、「(ろ)欄」を「(い)欄」に改め、「ものを除く」の次に「。」（同表(5)の項

（あ）欄に掲げる用途に供する建築物にあつては、階数が5以上で当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの（地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100平方メートル以下のものを除く。）に限る」を加え、同項第2号の表以外の部分中「（い）欄」を「（あ）欄」に、「（ろ）欄」を「（い）欄」に改め、同号の表中

「

|     |     |
|-----|-----|
| （い） | （ろ） |
|-----|-----|

を

」

「

|     |     |
|-----|-----|
| （あ） | （い） |
|-----|-----|

に、

」

「に（い）欄に掲げる用途がある」を「を（あ）欄に掲げる用途に供する」に改め、同表の備考中「（ろ）欄」を「（い）欄」に、「（い）欄」を「（あ）欄」に改め、同条第2項中「（い）欄」を「（あ）欄」に、「（ろ）欄」を「（い）欄」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和8年度」に、「毎）」を「ごと）」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 堺市告示第354号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名     | 医療機関所在地                     | 種別 | 指定年月日    |
|-----------|-----------------------------|----|----------|
| サン薬局 北花田店 | 堺市北区東浅香山町4丁6番地 圭祐館1階        | 薬局 | 令和6年9月1日 |
| ひまり薬局     | 堺市堺区北半町西1-22                | 薬局 | 令和6年9月1日 |
| プラザ薬局 七道店 | 堺市堺区三宝町1丁26 南海七道駅前クリニックビル1階 | 薬局 | 令和6年9月1日 |

堺市告示第355号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定したので、堺市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第58号）第2条の規定により告示する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

| 氏名      | 診療科        | 指定科目                            | 医療機関の名称          | 所在地                          | 指定年月日    |
|---------|------------|---------------------------------|------------------|------------------------------|----------|
| 木野内 理恵子 | 眼科         | 視覚障害                            | 医療法人恵泉会<br>堺平成病院 | 堺市中区深井沢町6番地13                | 令和6年9月1日 |
| 内田 宜子   | 眼科         | 視覚障害                            | 医療法人史修会<br>光眼科   | 堺市東区北野田15番地1 延田エンプライズ北野田ビル1階 | 令和6年9月1日 |
| 江頭 誠    | リハビリテーション科 | 視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 | 医療法人恵泉会<br>堺平成病院 | 堺市中区深井沢町6番地13                | 令和6年9月1日 |

|            |                |                                 |                                         |                           |              |
|------------|----------------|---------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------|--------------|
| 萱澤 朋泰      | 眼科             | 視覚障害                            | 医療法人朋昌会<br>かやざわ眼科                       | 堺市東区日<br>置荘西町1<br>丁35番17号 | 令和6年9月<br>1日 |
| 橋本 禎敬      | 整形外科・<br>リウマチ科 | 肢体不自由                           | 医療法人浩仁会<br>南堺病院                         | 堺市中区大<br>野芝町292番<br>地     | 令和6年9月<br>1日 |
| 若山 暁       | 内科             | 肢体不自由                           | 医療法人錦秀会<br>阪和第一泉北<br>病院                 | 堺市南区豊<br>田1588番地<br>1     | 令和6年9月<br>1日 |
| 森 大輔       | 内科             | じん臓機能<br>障害                     | 独立行政法人労<br>働者健康安全機<br>構 大阪労災病<br>院      | 堺市北区長<br>曾根町1179<br>番地3   | 令和6年9月<br>1日 |
| 鷺見 宗一<br>郎 | 循環器内科          | 心臓機能障<br>害                      | 社会医療法人同<br>仁会 耳原総合<br>病院                | 堺市堺区協<br>和町4丁465<br>番地    | 令和6年9月<br>1日 |
| 伊藤 慎八      | 循環器内科          | 心臓機能障<br>害                      | 医療法人浩仁会<br>南堺病院                         | 堺市中区大<br>野芝町292番<br>地     | 令和6年9月<br>1日 |
| 藤野 俊       | 内科             | 呼吸器機能<br>障害                     | 社会医療法人同<br>仁会 耳原鳳ク<br>リニック              | 堺市西区鳳<br>南町5丁595<br>番地    | 令和6年9月<br>1日 |
| 藤原 有史      | 外科             | ぼうこう又<br>は直腸機能<br>障害、小腸<br>機能障害 | 公益財団法人<br>浅香山病院                         | 堺市堺区今<br>池町3丁3<br>番16号    | 令和6年9月<br>1日 |
| 吉原 輝一      | 大腸肛門外<br>科     | ぼうこう又<br>は直腸機能<br>障害            | 地方独立行政法<br>人堺市立病院機<br>構 堺市立総合<br>医療センター | 堺市西区家<br>原寺1丁1<br>番1号     | 令和6年9月<br>1日 |
| 内藤 敦       | 大腸肛門外<br>科     | ぼうこう又<br>は直腸機能<br>障害            | 地方独立行政法<br>人堺市立病院機<br>構 堺市立総合<br>医療センター | 堺市西区家<br>原寺1丁1<br>番1号     | 令和6年9月<br>1日 |
| 瓦谷 英人      | 内科・消化<br>器内科   | 肝臓機能障<br>害                      | 瓦谷クリニック                                 | 堺市北区南<br>花田町1693<br>－1    | 令和6年9月<br>1日 |

公 告

## 堺市公告第560号

堺市民芸術文化ホール条例（平成27年条例第52号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市民芸術文化ホールの臨時開館の日時を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 臨時開館日時  
令和7年5月19日（月） 午前9時から午後10時まで（予定）
- 2 開館施設  
堺市民芸術文化ホール
- 3 開館理由  
関西万博関連事業の準備業務のため
- 4 備考  
臨時開館は当該事業のみとし、施設の貸出や予約受付等は実施しないものとする。

~~~~~  
堺市公告第561号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第1項の規定に基づき、新金岡C住宅団地マンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 理事長の氏名

玉手 良一

2 理事長の住所

堺市北区新金岡町三丁1番28棟307号

~~~~~

堺市公告第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市堺区霞ヶ丘町四丁418番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県芦屋市松浜町1番6号

株式会社福島屋

代表取締役 田付 浩一

~~~~~

堺市公告第563号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市立三宝小学校ほか43校で使用する電力の供給
予定使用電力量 7,319,678kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学校施設課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
コスモエネルギーソリューションズ株式会社
代表取締役 高山 直樹
東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号
- 5 落札金額
¥12,589,591－（税抜）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年6月28日

~~~~~

堺市公告第564号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとお

り公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量  
堺市立八田荘小学校ほか47校で使用する電力の供給  
予定使用電力量 6,915,432kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地  
教育委員会事務局学校管理部学校施設課  
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
コスモエネルギーソリューションズ株式会社  
代表取締役 高山 直樹  
東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号
- 5 落札金額  
¥11,931,461－（税抜）（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和6年6月28日

~~~~~

堺市公告第565号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3

72号)の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成18年規則第18号)第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
堺市立東三国丘小学校ほか45校園で使用する電力の供給
予定使用電力量 7,133,845kwh
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
教育委員会事務局学校管理部学校施設課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
コスモエネルギーソリューションズ株式会社
代表取締役 高山 直樹
東京都中央区日本橋浜町3丁目3番2号
- 5 落札金額
¥12,405,886―(税抜)(月額)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年6月28日

消防局公告

堺市消防局公告第5号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年9月27日

堺市消防長 西 尾 学

催しの名称	大鳥地車祭の為の出店
開催場所	堺市西区鳳北町1-1-2 大鳥大社境内
開催期間	令和6年10月5日（土）から同月6日（日）まで

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第141号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

指 定 番 号	第1572号
指 定 年 月 日	令和6年9月10日
指定期間の末日	令和11年9月9日
事業者の名称	株式会社ミナミ住設
事業者の住所	東京都世田谷区尾山台1丁目2番17号
代表者の職氏名	代表取締役 國生 秀治郎
事業所の名称	株式会社ミナミ住設大阪営業所
事業所の所在地	大阪市平野区長吉川辺3丁目17-13 東野N-styleA号棟

指 定 番 号 第1573号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 株式会社剛眞
事業者の住所 大阪市平野区瓜破東8丁目1番6号
代表者の職氏名 代表取締役 石田 剛
事業所の名称 株式会社剛眞
事業所の所在地 大阪市平野区瓜破東8丁目1番6号

指 定 番 号 第1574号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 株式会社アクアライフサービス
事業者の住所 豊中市宮山町2丁目21番4号
代表者の職氏名 代表取締役 藤原 恒佐
事業所の名称 株式会社アクアライフサービス
事業所の所在地 豊中市宮山町2丁目21番4号

指 定 番 号 第1575号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 株式会社M a v e r i c k s
事業者の住所 松原市岡2丁目4番22号
代表者の職氏名 代表取締役 平見 健二
事業所の名称 株式会社M a v e r i c k s
事業所の所在地 松原市岡2丁目4番22号

指 定 番 号 第1576号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 伊藤 大史
事業者の住所 大阪市生野区桃谷1丁目8番7号 ハイッサンローゼ桃谷202号
事業所の名称 ひまわり水道サービスセンター
事業所の所在地 大阪市阿倍野区文の里4-11-2

指 定 番 号 第1577号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 株式会社アットプラン
事業者の住所 堺市中区東山802番地1
代表者の職氏名 代表取締役 天見 剛丈
事業所の名称 株式会社アットプラン
事業所の所在地 堺市中区東山802番地1

指 定 番 号 第1578号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 株式会社明水
事業者の住所 兵庫県尼崎市南武庫之荘5丁目25番14-202号
代表者の職氏名 代表取締役 櫻本 竜也
事業所の名称 株式会社明水
事業所の所在地 兵庫県尼崎市南武庫之荘5丁目25番14-202号

指 定 番 号 第1579号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 坂本 薫
事業者の住所 堺市中区土師町1丁目12番12号
事業所の名称 坂本管工設備
事業所の所在地 堺市堺区東湊町2丁目141-2

指 定 番 号 第1580号
指 定 年 月 日 令和6年9月10日
指定期間の末日 令和11年9月9日
事業者の名称 アイエス工業株式会社
事業者の住所 枚方市津田元町1丁目7番5号
代表者の職氏名 代表取締役 矢寺 智一
事業所の名称 アイエス工業株式会社
事業所の所在地 枚方市津田元町1丁目7番5号

~~~~~

## 堺市上下水道局公告第142号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年9月27日

堺市上下水道事業管理者 森 功 一

|           |                |
|-----------|----------------|
| 指 定 番 号   | 第1803号         |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年9月10日      |
| 指定期間の末日   | 令和10年11月30日    |
| 事業者の名称    | 株式会社アクアライフサービス |
| 事業者の住所    | 豊中市宮山町2丁目21番4号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 藤原 恒佐    |
| 営業所の名称    | 株式会社アクアライフサービス |
| 営業所の所在地   | 豊中市宮山町2丁目21番4号 |

|           |             |
|-----------|-------------|
| 指 定 番 号   | 第1804号      |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年9月10日   |
| 指定期間の末日   | 令和10年11月30日 |
| 事業者の名称    | 株式会社ジンユウ    |
| 事業者の住所    | 堺市中区榎葉38番地4 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 谷山 道夫 |
| 営業所の名称    | 株式会社ジンユウ    |
| 営業所の所在地   | 堺市中区榎葉38番地4 |

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 指 定 番 号   | 第1805号                     |
| 指 定 年 月 日 | 令和6年9月10日                  |
| 指定期間の末日   | 令和10年11月30日                |
| 事業者の名称    | 長滝谷 雅晴                     |
| 事業者の住所    | 岸和田市南上町1丁目28番6号 ドエル岸和田302号 |
| 営業所の名称    | 長滝谷設備                      |
| 営業所の所在地   | 岸和田市南上町1丁目28番6号 ドエル岸和田302号 |